

平成 28 年度 第 5 回逗子市個人情報保護運営審議会議事概要

- 1 開催日時 平成 29 年 1 月 20 日（金）10：00～11：30
- 2 開催場所 市役所 5 階 第 6 会議室
- 3 出席委員 立川委員、安達委員、篠崎委員、森田委員、海原委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明者 経済観光課：岩佐市民協働部次長、鈴木係長、岸本主事
- 6 事務局出席者 情報公開課：矢島課長、内田係長、大槻非常勤事務嘱託員
- 7 議事概要作成者 情報公開課：内田係長
- 8 会議の公開、非公開の別 公開
- 9 傍聴者数 0 人
- 10 議 題
 - （1）逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
 - （2）諮問第 1 号 農地情報公開システム整備事業のオンライン結合による個人情報の目的外利用・提供及び本人通知の省略について【経済観光課】
 - （3）機構改革等に伴う関係規則等の改正について
 - （4）個人情報事務登録簿について
 - （5）その他
- 11 配付資料
 - ・第 5 回逗子市個人情報保護運営審議会次第
 - ・平成 28 年度第 4 回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
 - ・【資料 1】諮問第 1 号 農地情報公開システム整備事業のオンライン結合による個人情報の目的外利用・提供及び本人通知の省略について【経済観光課】
 - ・【資料 2】平成 29 年 4 月機構改革等に伴う個人情報保護ハンドブック（平成 28 年 4 月版）の改正箇所
 - ・【資料 3】個人情報事務登録簿の変更状況集計表
 - ・【資料 4】刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく照会の対応状況について
- 12 審議経過等
 - （1）逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
平成 28 年度第 4 回逗子市個人情報保護運営審議会議事録について【了承】
 - （2）諮問第 1 号 農地情報公開システム整備事業のオンライン結合による個人情報の目的外利用・提供及び本人通知の省略について【経済観光課】
【以下を追記し、適当である旨の答申をすることで同意】
「なお、今後提供等にかかる諮問に当たっては、提供等すべき情報の範囲について、具体的な根拠を精査し、審議開始後に追加することのないよう留意することを要望します。
また、本件に関しては、農業委員会等に関する法律第 51 条第 1 項により、農業

委員会は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、農業委員会ネットワーク機構が農地に関する情報の提供を求めたときは、同機構に対し、当該情報の提供を行わなければならないこととされていることから、逗子市個人情報保護条例第10条第1項第1号に該当するとも考えられますが、提供の対象となる具体的な情報が法自体に明記されておらず、かつ、同機構は提供された情報を広く利用できること（同法第51条第2項、第52条第2項）から、同項第4号の諮問案件に相当すると判断して諮問されたことを尊重して答申するものです。」

(3) 機構改革等に伴う関係規則等の改正について

平成29年4月に予定されている機構改革等に伴う個人情報保護ハンドブック（平成28年4月版）の改正箇所について、資料2に基づき報告した。

(4) 個人情報事務登録簿について

新規 審査請求処理事務（総務課）【了承】

変更 個人市民税及び県民税賦課事務（課税課）【了承】

異議申立処理事務（課税課）【了承】

(5) その他

- ・ 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会の対応状況について、資料4に基づき県内各市町村の対応状況を報告した。
- ・ 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う対応について、同法が改正されたこと等に伴い、逗子市個人情報保護条例についても神奈川県や他市町の動向を見据えつつ、今後改正作業が必要となる旨あらためて説明した。
- ・ 次回審議会の開催について
次回審議会について、以下の日程で開催することを確認した。

第6回 平成29年3月10日（金） 14：00～

以上